

別紙第5

避難段階の計画

要旨	町は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行います。
----	--

関連する計画

町	避難実施要領
	避難実施計画

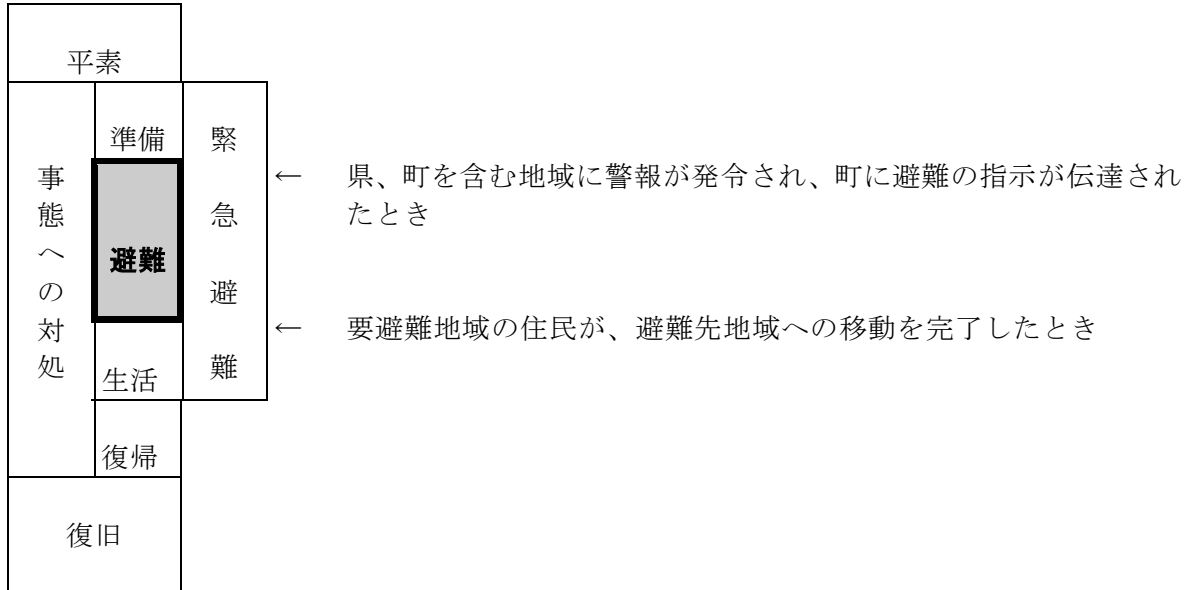
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・町内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・町内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・町内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、防災無線、広報車その他の適切で効果的な手段により迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などによる協力及び県等関係機関と緊密な連携を行いながら、必要な職員・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実にを行うとともに、避難中の町内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領

ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

町は、避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部を設置します。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

町（総務課）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、郡家警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、消防団、防災行政無線、広報車等の活用、自治会の他、自

警団、女性消防隊等の自主防災組織などの自発的な協力を得て、避難実施要領をできる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、町の他の執行機関、知事（防災局）、消防団長、郡家警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

町（総務課）は、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などの協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。避難住民の誘導はできる限り自治会等又は事業所等を単位として実施し、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織や観光施設・団体等に協力を要請します。

(7) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

町（町民福祉課）は、避難経路における宿泊、食品、飲料水、医療の提供などを行います。

また、必要に応じ避難経路に当たる市町村へ救援の応援要請を行います。

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

オ 避難完了の確認

町（総務課）は、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織、施設管理者等の協力を得て、避難住民の誘導時に避難住民を把握するとともに、随時要避難地域、施設の避難状況を確認し、避難完了の確認、全戸確認票の貼付を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の町内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 受援の準備

町（総務課）は、避難先地域の市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制及び避難住民等の受援体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 町の役割

機 関 名	内 容
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
総 務 課 (防災担当)	1 国民保護計画、体制等整備 2 国民保護措置に係る県との連絡調整 3 警報等の住民への伝達体制の整備 4 住民の避難誘導に関する体制の整備 5 避難・避難受入体制の整備 6 備蓄の実施 7 訓練の実施 8 住民への普及啓発 9 町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項

(総務担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する事 2 職員の活動支援、安否等に関する事 3 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等に関する事 4 人権の擁護に関する事 5 自治会・自警団、女性消防隊等自主防災組織の連絡調整・支援に関する事
(財政担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村役場・仮庁舎・現地対策本部の設置、移転等に関する事
ふるさと創生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報、避難の指示等に係る広報・広聴に関する事 2 写真等による情報の記録・収集等に関する事 3 運送の手配、運営に関する事
税 務 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各課の応援に関する事
町民福祉課 (町民担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に関する事 2 安否情報の収集・提供等に関する事 3 戸籍等の保護に関する事 4 外国人への情報提供及び避難に関する事
(福祉担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者、乳幼児等の避難に関する事 2 集合施設の運営及び避難先地域の避難所の開設に関する事 3 避難住民等に対する医療、助産の提供に関する事 4 感染症の予防、対策等に関する避難先地域との連絡調整に関する事 5 ボランティアの流入防止・周知に関する事 6 保育所園児の避難等に関する事 7 赤十字標章等の交付、許可申請に関する事
(保健衛生担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への生活必需品の給与に関する事 2 避難住民等の健康維持、保健衛生に関する事 3 トイレ等の確保、提供に関する事 4 死体の回収、搬送に関する事 5 有害物質等の保安対策、対処に関する事
にぎわい創出課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設等の避難に係る連絡調整に関する事
農林建設課 (農林担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への食品の給与に関する事 2 家畜防疫、へい獣処理等に関する事 3 応急復旧資材等の調達に関する事 4 農林道の状況確認・確保・情報提供に関する事
(地域整備担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難道路の状況確認・確保・情報提供に関する事 2 ライフライン（電気、電話）の確保に関する連絡調整等に関する事 3 武力攻撃災害の応急復旧等に関する事 4 公共土木施設等の状況把握、対策に関する事 5 避難に係る土地の使用等に関する事 6 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する事 7 応急公用負担等に関する事
(上下水道担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民等への飲料水の供給に関する事 2 避難の間の水質検査

出納室	1 費用の出納及び物品の調達に関すること
教育委員会事務局	1 児童生徒の避難等に関すること 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力に関する避難先地域との連絡調整に関すること 3 文教施設等の状況把握、対策、提供に関すること 4 文化財の保護・移転に関すること
議会事務局	1 町議会に関すること

4 活動要領

(1) 情報

町長は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等

(ア) 警報

町（総務課ほか各課）は、県（危機管理局）から警報の通知（法46）を受信、確認したときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従いその内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会など）へ伝達します。この際、郡家警察署と協力します。（法47、54④）

伝達に際しては、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などと連携し、確実な情報伝達が行われるよう留意します。

また、町観光協会、氷ノ山旅館組合と連携して、氷ノ山等の観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

併せて、他の執行機関、指定（地方）公共機関その他の関係機関（活動範囲が町の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

警報	内容	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	要領	1 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。 2 町が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。
	伝達手段	1 防災行政無線、広報車の他、消防団や自警団、女性消防隊等自主防災組織などによる伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。 2 あらかじめ地区ごとの伝達組織、伝達方法を避難実施計画で定めるものとします。

		3 郡家警察署と協力し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達します。
留意事項	1	町（町民福祉課）は、県（交流人口拡大本部・福祉保健部）と連携し、要配慮者への伝達に特に配慮します。

(イ) 避難措置の指示

町（総務課）は、県（危機管理局）から避難措置の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。また、避難実施要領のパターンをもとに避難実施要領の概要を策定します。

避難措置の指示	内容	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	----	---

(ウ) 避難の指示

町長（総務課）は、知事（危機管理局）から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、県、郡家警察署等関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を完成します。

避難の指示	内容	1 近接避難地域（※）を含む要避難地域 2 受入地域 具体的な避難先市町村及び受入避難住民数 3 具体的な避難の経路 「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく 4 避難のための交通手段 5 具体的な避難の段取り いつ、どのように住民を避難させるか ※ 要避難地域の拡大設定 県は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。
-------	----	--

(エ) 避難実施要領

町（総務課ほか各課）は、避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、県（危機管理局）、消防団、郡家警察署、境海上保安部（鳥取海上保安署）、自衛隊鳥取地方協力本部、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

避難の指示	内容	1 避難先の市町村、避難所 2 避難方法 直通運送、中継運送、折り返し運送等 3 避難経路 集合施設から避難先までの間 4 避難の交通手段 各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間 5 集合施設への集合要領 地域ごとの集合場所、集合時間、集合施設までの経路・手段等 6 高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法 7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法 8 避難住民の確認方法 9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領 10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供 11 避難における諸注意事項 12 県への応援要請内容、県の支援内容 13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 ※ 1～4は、県が指示又は調整
-------	----	---

※【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）

鳥取県若桜町長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

若桜町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 若桜町のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：若桜町A1地区の住民は、若桜町立A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。

鉄道の場合：若桜町A1地区の住民は、若桜鉄道駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又は町道△△を使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの列車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 若桜町のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、町職員の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・町対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などを中心に地域住民は、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

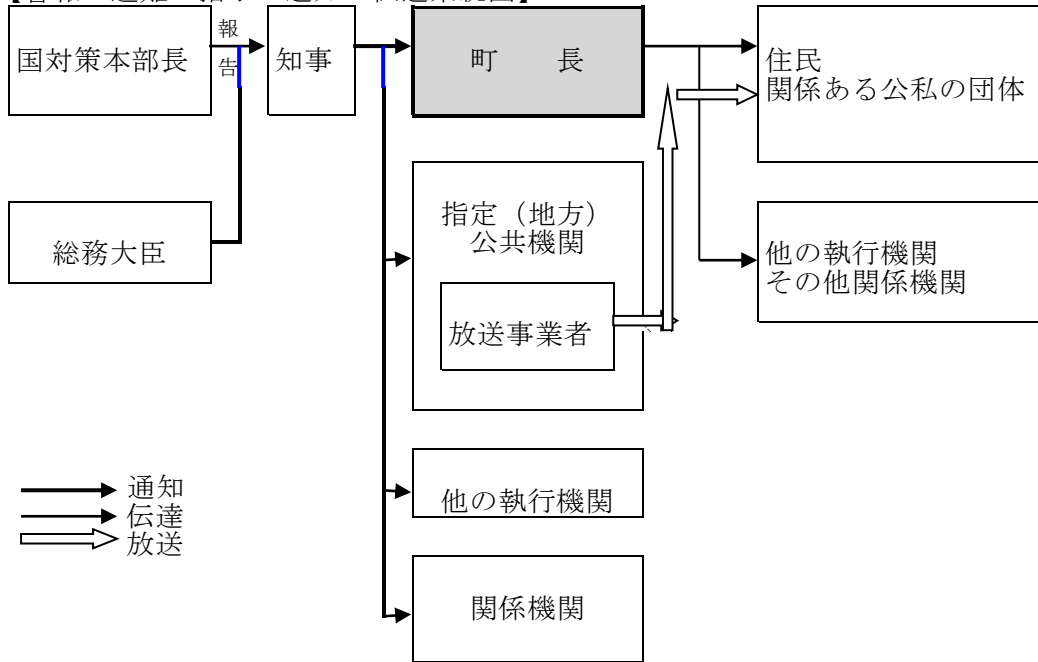
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、防止や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

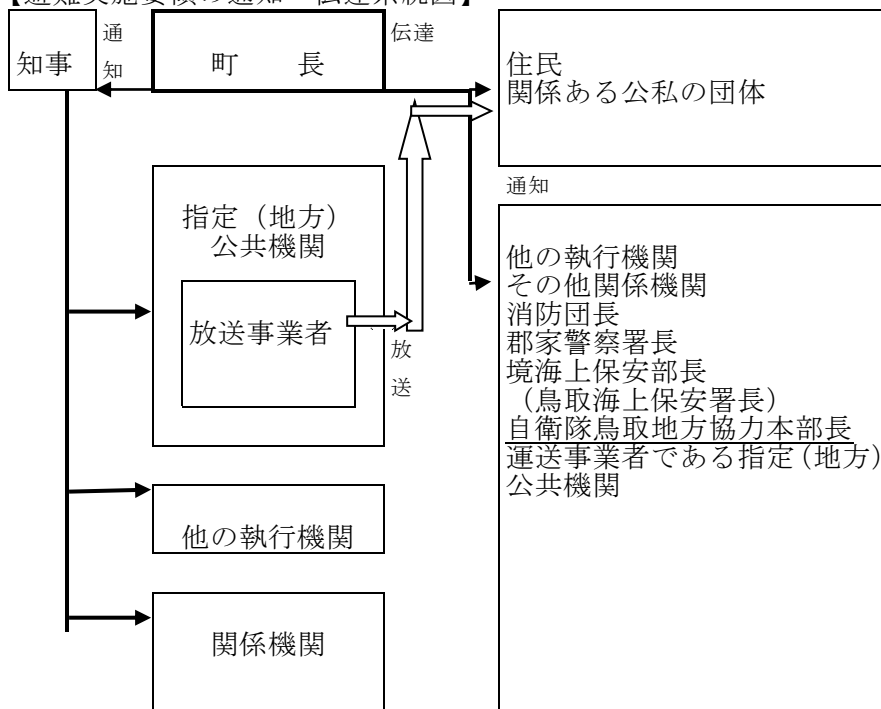
若桜町対策本部 担当 △山○男
電 話 0858-82-2211
ファクシミリ 0858-82-0134

・・・以下略・・・

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



【避難実施要領の通知・伝達系統図】



イ 情報収集、分析、提供

(7) 情報収集

町（総務課ほか各課）は、県、関係機関・団体などから、避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要情報を収集し、対策本部へ集約します。

また、町内の状況、県、関係機関・団体の活動状況等についての確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情報内容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 県が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、高齢者、障害者、乳幼児等の状況 3 気象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 町の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 県の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

(イ) 情報分析

町（総務課ほか各課）は、収集した情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、対策本部の総合状況図、図表等に整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

(ウ) 情報提供

町（総務課ほか各課）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

町（総務課）は、消防職員等から通報を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要を認めるときは、速やかに県（危機管理局）に通知します。

エ 安否情報

町（町民福祉課）は、避難住民の誘導を開始したときは、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの協力を得て、集合場所、乗車時などにおいて安否情報の収集、集約、提供を開始します。

オ 被災情報

町（総務課）は、町内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織など関係機関・団体と協力して収集し、速やかに県（危機管理局）に報告します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通信

町（総務課）は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制

町（総務課）は、県から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導體制へ移行します。

(イ) 職員の参集、配置換え

町（総務課）は、速やかに職員を参集し、併せて安否情報を確認します。

また、通常の業務は原則として停止し、避難住民の誘導関連課、避難が急を要する地区に可能な限り職員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

町（総務課、町民福祉課ほか各課）は、避難実施要領に従い、町内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に随行します。

また、必要に応じ、郡家警察署長等又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、消防、警察、自衛隊等との連携を強化します。

(エ) 町の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、町管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、町長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、町及び対策本部の体制、機能を維持します。

また、武力攻撃災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事に当該町が実施すべき国民保護措置の事務の代行を要請します。

イ 対策本部

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。

本部会議には、必要に応じて県職員、関係機関の職員を出席させ、意見を聴取します。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

(オ) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ現地調整所を開設し、または、関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣します。

ウ 町の国民保護体制

町（総務課）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災、情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 国民保護体制

町（総務課）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、町内の所要等を取りまとめ、県（危機管理局）に対する応援要請と連絡調整を行います。

(イ) 他市町村との連絡調整

町は、避難住民の誘導を行うに当たり、

- ① 近隣の市町村
- ② 避難経路となる市町村
- ③ 避難住民の誘導を行う順番が近い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

(ウ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法 21）

町内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

(エ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

町内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

(オ) 自衛隊の国民保護等派遣（法 15、20）

町長（総務課）は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり連携します。

① 避難実施要領を定めたときは、鳥取地方協力本部長に通知します。

② 避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の国民保護等派遣の要請を求めます。

また、通信の途絶等により知事への求めができないときは、その旨及び町内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡します。

③ 避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令 8 ②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。

なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

町（総務課、農林建設課、町民福祉課）は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

町（総務課、農林建設課、町民福祉課）は、避難の指示の内容、町内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、県（防災局）に報告するとともに、応援を要請します。

ウ 取得

町（総務課、町民福祉課、農林建設課）は、原則として県から補給品を取得し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品の直接取得、炊き出しへの協力要請などを実施します。

エ 配分

町（町民福祉課）は、集合場所、中継場所などに県から運送・配分された補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町（ふるさと創生課）は、速やかに避難住民を運送できるよう、県（地域づくり推進部、商工労働部、農林水産部、令和新時代創造本部、会計管理者）との連絡調整、町内の運送手段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者等の運送に特に注意します。

イ 避難経路

町（農林建設課）は、町内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施計画の決定

町（総務課、町民福祉課、ふるさと創生課、農林建設課）は、県運送計画を受けて、町

内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町（総務課、町民福祉課、ふるさと創生課）は、原則として県から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、運用体制を整備します。また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

- a 町（総務課、町民福祉課、ふるさと創生課）は、避難の間において町内の運送の進捗状況を把握し、適宜、県（危機管理局）へ報告するとともに、必要に応じて関係機関・団体との協議、調整を行います。
- b 町（総務課、ふるさと創生課）は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、県（防災局）に対しその旨を通知します。
- c 町（ふるさと創生課）は、町内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

エ 避難住民の誘導

(7) 避難方式

町は、以下により、避難住民を誘導します。（原則事項）

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、町職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 避難行動要支援者の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません。（盲導犬等を除く）

- a 避難方式は、原則として二段階避難方式（集合施設に集合した後、避難場所へ避難する方法）とします。
- b 原則として、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などを核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、避難場所に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、広場等
選 定 者	町が、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織、警察、消防等関係機関と協力し選定

- c 避難住民は、町職員、消防団員、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの誘導により集合場所への集合、避難所への避難を行います。
- d 住民は、平素から、近隣の集合施設の位置等について確認することが必要です。
- (イ) 避難誘導に係る応援の要請
 - a 町（総務課）は、町の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、郡家警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事（防災局）に通知します。（法 63①）

また、要避難地域が広域に及ぶ等の場合は、県（危機管理局）に対し、警察・自衛隊等による避難住民の誘導の要請（法 63②）及び要請の調整（法 63③）を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
郡家警察署長	警察官による避難住民の誘導、スクリーニングの実施
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令 8 ②に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

- b 町（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に郡家警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）の提供を求めます。（法 64②）
- c 町（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、郡家警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法 64③）
- オ 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する町職員、消防団員、消防職員、警察官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

また、必要に応じ集客施設、観光施設、障がい者・高齢者・乳幼児等施設などに対し、来客、入所者等の誘導について協力を求めます。

この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

1 町職員等と一体となって避難住民を誘導 2 移動中における食品、飲料水等の配給 3 高齢者、障がい者、乳幼児その他自ら避難することが困難な者の避難の援助

- カ 避難拒否者等への対応
 - (ア) 警告、指示

避難住民を誘導する町職員、消防団員、警察官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな恐れがあるときは、必要な警告、指示を行います。
 - (イ) 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官等は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じることとされています。

なお、警察官がいない場合は、消防職員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。
 - (ウ) 避難拒否者の説得

避難住民を誘導する町職員、消防団員、警察官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

キ 避難行動要支援者の避難

(7) 避難行動要支援者の避難誘導に係る計画の策定

町（町民福祉課）は、町内の各地区及び高齢者施設、障害者施設、保育所等の施設に入院、滞在している避難行動要支援者を避難させるため、施設の管理者、県（福祉保健部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する避難行動要支援者の避難誘導

町（町民福祉課）は、原則として県から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの協力を得て町内の避難誘導を行い、必要な場合は、東部消防局等へ引き継ぎます。

また、特別な配慮を要する避難行動要支援者に配慮した集合施設の開設、介助者の確保など町内の受入、運用体制を整備します。

また、必要に応じ町内の運送業者等へ集合施設までの運送などを要請します。

(ウ) その他の避難行動要支援者の避難誘導

町（町民福祉課）は、上記(イ)に掲げる以外の避難行動要支援者について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項 目	業 務
高齢者、障害者、乳幼児等の避難	1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導します。 2 在宅避難行動要支援者 町（町民福祉課）は、自治会の他、自警団、女性消防隊、自主防災組織など民生委員等の協力を得て、各地域内の在宅の避難行動要支援者の避難を誘導します。

ク 交通規制の実施

町（総務課）は、町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について郡家警察署長と協議します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課）は、町内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療を提供します。

また、引き続き感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には応急処置を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域以外を原則とします。

イ 衛生支援組織

(ア) 町内の衛生支援組織の活動

町（町民福祉課）は、町内の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請するとともに、臨時医療施設、救護班の町内における活動及び避難について連絡調整、支援を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

町（町民福祉課）は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。

また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。

ウ 治療業務

町（町民福祉課）は、町職員、消防団員、自治会の他、自警団、女性消防隊、自主組織などとの連携により町内の状況を常時把握の上、県（福祉保健部）に対し、避難の間の医療等の提供を要請するとともに、必要な連絡調整、支援を行います。

この際、避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。

エ 搬送業務

町（町民福祉課）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県（危機管理局、福祉保健部）に対し、①町内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、②要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに県（福祉保健部）、消防局に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

町（町民福祉課）は、集合施設等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに、避難住民に感染症等が発生した場合には、県（鳥取保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先に行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

町（町民福祉課）は、集合施設、中継施設などにおいて避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課、農林建設課）は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、避難先地域における町役場仮庁舎、必要に応じ現地対策本部等の公共施設を設置します。

イ 建設

町（町民福祉課、農林建設課）は、集合施設、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業務
施設の開設	1 集合施設等の管理者と連絡し、施設を開設します。
職員等の派遣	1 各集合施設等を担当する町職員、消防団員等を派遣します。 2 当該町職員等は、各集合施設等の運営、受付事務を行います。
資機材等の準備	1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備します。
食品等の手配	1 避難の間の食品、飲料水等を集合施設等へ受け入れ、避難住民へ配布します。 2 必要に応じ、照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等を手配します。
警備の依頼	1 必要に応じ、警察等に集合施設等の警備を依頼します。

また、必要に応じ現地対策本部を設置し、また、可能であれば避難先地域に先遣隊を派遣して、県、避難先地域の市町村等と連携を取りながら、避難先における町役場仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

町（総務課）は、対策本部要員、集合施設等での避難住民の誘導、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難の支援、避難住民の運送用車両の受入れ等に必要な職員を配置します。

また、配置した職員からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ職員の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請

町（総務課）は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、斡旋要請を行います。

a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等の把握します。

b 県（総務部）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。

c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

d 必要な場合速やかに県に職員派遣の斡旋を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

町は、引き続き避難住民の誘導等に従事する町職員、消防団員等の安全確保に配慮します。

イ 被災者の捜索、救出

町（総務課）は、消防団、自警団、女性消防隊、自主防災組織及び郡家警察署、東部消防局、県（防災局）に対し第一報、被災情報などを速やかに提供するとともに、町内における活動について必要な連絡調整、支援を行います。この際、消防団は、東部消防局の所轄により被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町（町民福祉課）は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、県と連携し要避難地域外への遺体の搬送に努めます。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ)退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入避難中（要避難地域外）に武力攻撃災害が発生し、必要と認めるときは、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。

イ ライフライン等の確保

町（農林建設課）は、避難の間において、上下水道を確保し、水質検査などを実施するとともに、町内の電気、通信等のライフラインについて、県（危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）、ライフライン事業者等と連絡調整を行い確実な確保を図ります。

この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、町（総務課）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 町は、的確かつ迅速に警察へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

エ 住民への周知

町（総務課）は、県等と連携して各機関が実施する住民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 町広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、町（総務課）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃（予測）事態の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、町などの対応状況 2 注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷静な避難の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線、IP 電話等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報について、町に連絡するよう求め 3 集合施設への集合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域ごとの集合場所・集合時間 (2) 集合施設までの経路・手段等 (3) 貴重品など持ち出し品に係る手荷物の制限 (4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること (2) 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など） (3) 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など） 5 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 児童生徒の避難 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 火元・危険物の管理や他の安全対策等
	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、IP 電話、インターネット、臨時町報、回覧、電光掲示板など

注 意 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。 3 混乱の発生・拡大を防止するため、町は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとしします。
--------	--

(イ) 関係機関への要請

町（総務課）は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（総務部）	県広報とあわせた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報、避難の指示の概要 2 防災行政無線等に注意すること 3 集合施設に集合すること 4 携行品は最小限とすること 5 戸締まり、火の元などに注意すること 6 武力攻撃災害の兆候等を発見した際は直ちに通報すること
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
観光施設	場内放送等による客に対する広報	

(ウ) 障がい者、外国人等への広報

町は、障がい者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障がい者

町（町民福祉課）は、視覚、聴覚などに障がいを有する者への広報について、県（福祉保健部）、障がい者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

b 外国人

町（町民福祉課）は、外国人への広報について、県（交流人口拡大本部）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

町（総務課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町（総務課）は、役場等に設置した相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 教育委員会

教育委員会は若桜学園に対し、警報、避難の指示等を伝達します。

(イ) 学校長

学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは教育委員会と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 学校長は、被災の有無や規模、児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒、教職員の安全を最優先とし、直ちに東部消防局、郡家警察署など関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童の保護

町教育委員会は、児童の安全と避難を保障し、児童の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1)応急教育」に準じてわかさこども園の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

町教育委員会は、町指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。

別紙第6

避難生活段階の計画

要旨	<p>避難先において、避難住民等の救援を受け、必要に応じ避難先地域等との連絡調整を行います。</p> <p>県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。</p> <p>また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。</p> <p>避難生活は、当時の状況及び避難先地域の国民保護措置によるところが大きいいため、この段階については、大綱を計画します。</p>
----	---

関連する計画

若桜町	避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル
-----	-------------------------------

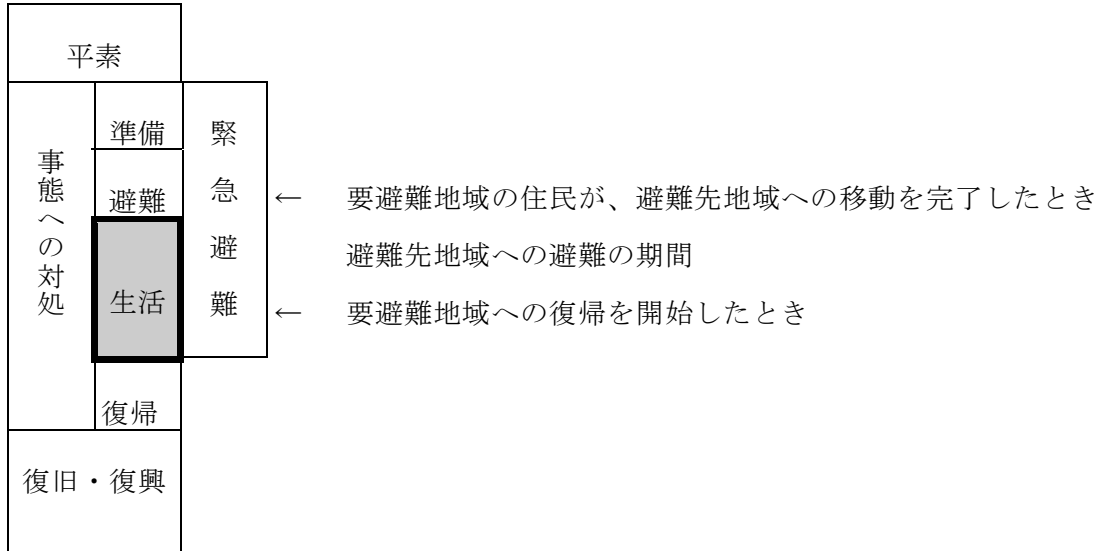
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
救援なし ・ 救援を実施する避難先市町村との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・ 避難中の対処のみ 国民生活安定措置なし ・ 救援を実施する避難先市町村との連絡調整	大規模救援 ・ 避難住民等は多数。他市町村からの応援あり 大規模武力攻撃災害対処 ・ 町内の災害対処等 大規模国民生活安定措置 ・ 町内の価格安定、ライフライン確保等	小規模救援 ・ 避難住民等は少数。他市町村からの応援はなし 小規模武力攻撃災害対処 ・ 被災地域の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・ 避難先市町村の価格安定等

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は避難先地域で避難生活を送り、県又は避難先都道府県と避難先市町村等が協力して避難住民等の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

このため、救援を受ける町は、県又は避難先道府県、避難先市町村との適時適切な連絡調整に努めます。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、県又は避難先都道府県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援に対する協力、連絡調整を行います。

この際、住民ニーズの把握と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制の移行

町及び町国民保護対策本部は、避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民等の受援の体制へ移行します。

ウ 受援の実施

町は、県又は避難先県、避難先市町村等及び関係機関・団体に対し、避難住民等に対する救援に係る連絡調整や要請を実施します。

エ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活情報、安全情報などを提供します。

3 町の役割

機 関 名	内 容
町	1 受援に関する避難先地域との連絡調整 2 その他通常の町業務 3 その他若桜町長の命ずる事項又は対策本部長の求める事項 ※ 要避難地域の規模が小さく、受援と同時に救援を行う場合は、別紙第9「避難受入段階の計画」に準じて、避難生活と避難受入を併せて行います。

4 活動要領

(1) 情報

ア 受援に係る情報の把握、連絡調整など

町（総務課）は、避難住民等の状況などに係る情報を把握し、的確かつ迅速に県又は避難先県、避難先市町村等と連絡調整を行います。

イ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法 94、95、96）

町（町民福祉課）は、避難先市町村と協力して避難住民等の安否情報を収集・整理し、個人情報保護に留意しつつ避難先市町村等に提供します。

(2) 実施体制

ア 受援体制への移行

町（総務課）は、住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導體制から避難住民等の救援に係る受援体制へ移行し、避難先地域の仮庁舎等での業務を開始します。

イ 関係機関の救援体制

町（総務課）は、避難住民等の円滑な受援等を確保するため、県又は避難先県、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ県等に対し要請を行います。

ウ 町（総務課）は、武力攻撃災害の発生等により事務を行うことができなくなったときは、県により国民保護措置の事務を代行を受けることとされています。（法 14）

(3) 受給

町（町民福祉課）は、県又は避難先県、避難先市町村等が行う補給について、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施します。特に食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務については迅速に状況等を連絡し、先行的に確保に努めます。

このため、避難所ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

(4) 運送

町（ふるさと創生課）は避難生活の間において、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する運送に係る連絡調整を行います。

(5) 衛生

町（町民福祉課）は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整、要請等を実施します。

(6) 施設

町（町民福祉課、農林建設課）は、避難所、臨時医療施設等の建設、維持管理等について、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整、要請等を実施します。

また、避難先市町村の協力を得て町役場仮庁舎などを設置・維持するとともに、その他の町有施設については必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更など

町（総務課）は、役場仮庁舎で町業務を行うほか、避難所等に職員を派遣、巡回させ、避難住民等の状況を把握するとともに、情報提供、相談等に当たります。

イ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町（町民福祉課）は、搬送した遺体等について避難先市町村等に引き継ぎ、埋葬、火葬などに係る連絡調整を行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章「国民保護措置の概要」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章「国民保護措置の概要」に準じて退避を指示します。

(ロ) 緊急消防援助隊・県内消防応援隊の要請、受入

避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊・県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

町は、避難所に係るライフラインの提供、維持及び避難所周辺の防犯などについて県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等への連絡調整、要請等を行います。

また、国、県等が実施する国民生活安定措置について避難住民等に周知し、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

町（総務課）は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供するとともに、広報、広聴活動について県、避難先市町村などと連絡調整、要請等を行います。

5 その他

(1) 応急教育

町（教育委員会）は、県又は避難先県、避難先市町村等と、避難児童生徒の応急教育について連絡調整、要請を行うとともに、避難教員等により避難先市町村の実施する応急教育に協力します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1) 応急教育」に準じて、わかさこども園の応急保育に係る連絡調整等を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、搬出した町指定文化財等について、県又は避難先県、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民の復帰に関する要領を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので当時の最適な方法により復帰を行います。
----	---

関連する計画

町	避難住民の復帰に関する要領
---	---------------

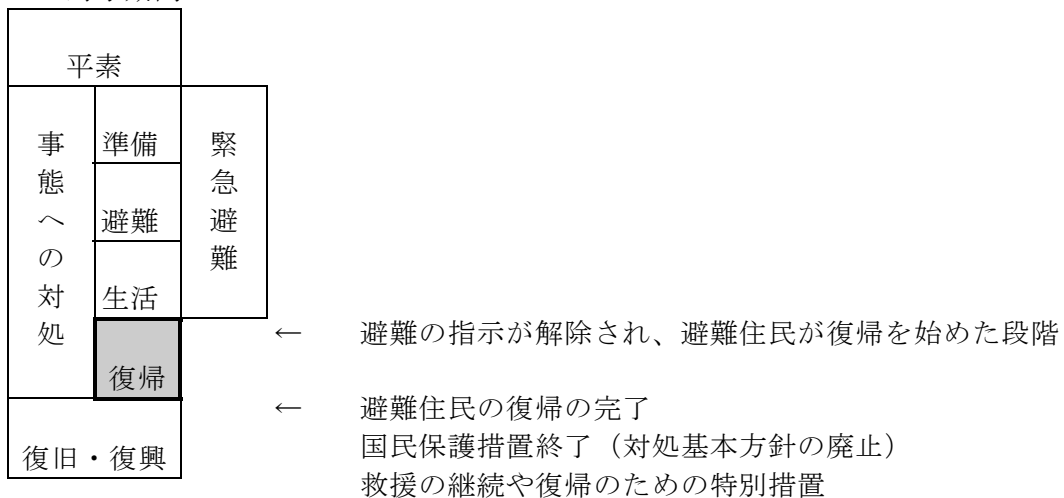
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ 留意事項

- (7) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。
- (1) 復帰のための措置
 - a 誘導以外の措置
 - b 町長、知事による誘導

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町（総務課ほか各課）は、県（危機管理局）から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を迅速かつ円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰先地域の安全確認情報等を県等から収集し、これに基づき避難住民の復帰に関する要領（法69②）を作成した後、当時の最適な方法で避難住民への周知及び復帰を実施します。

(2) 実施概要

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(7) 情報の収集、連絡体制の整備

a 復帰前の情報収集

的確かつ迅速な復帰のため、あらかじめ県、避難先市町村、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

また、消防団、避難先における自治会等の協力を得て避難住民等の状況を把握するとともに、避難住民への周知及び復帰に当たっては、避難先において自治会等有する情報等の活用を図ります。

- 1 復帰先地域の被災情報及び安全確認情報
- 2 復帰日時、復帰方法、復帰経路等に関する情報
- 3 復帰の間及び復帰後の復帰住民支援に関する情報
- 4 避難先地域における避難住民の状況

b 復帰の間の情報収集

安全かつ円滑な復帰のため、復帰の間を通じて県、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

- 1 復帰先地域の安全確認情報
- 2 復帰の進捗状況
- 3 復帰住民の安否情報

c 情報の連絡体制の整備

町（総務課）は、復帰に先立ち、復帰住民、関係機関・団体等に対する情報連絡体制を整備し、随時情報を提供します。

(1) 情報収集体制 レベル1

イ 実施体制

(7) 復帰体制への移行

- a 町（総務課）は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。
- b 町（農林建設課）は、復帰に伴い、役場等の復帰及び仮庁舎などの撤去・原状回復を準備します。
- (イ) 対策本部の廃止
 - a 町（総務課）は、対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止します。（法 30）
 - b 町（総務課）は、対策本部を廃止したときは、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。
- (ウ) 復帰支援センターの開設
 - a 町は、対策本部の廃止に伴い、復帰支援センターを開設します。
 - b 同センターの開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。
- (エ) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認
 - a 町は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
 - b 安全が確保されていないときは、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対し安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。
- (オ) 職員の派遣要請等

人員が不足する場合、第5章 活動要領の「7 人に関すること」の「(1) 職員の動員、派遣要請など」の「イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど」に準じて職員の派遣、斡旋を求めます。

ウ 避難、救援

- (ア) 避難の指示の解除（法 55）

避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。
- (イ) 避難住民の復帰に関する要領（法 69②）

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定めます。なお、要領の作成に当たっては、県、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。

<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項 2 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項 3 その他復帰の実施に関し必要な事項

- (ウ) 復帰住民の誘導

復帰支援センターは、必要に応じ県、関係機関・団体と連携の上、消防団、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に準じて復帰住民の誘導及び確認を行います。

この際、復帰経路の確保、運送力の確保、高齢者、障害者、乳幼児等の復帰について県（企画部、福祉保健部、県土整備部）、消防団及び避難先地域の消防機関等と密接な連絡調整を行います。

また、必要に応じ復帰支援センターへの連絡要員の派遣要請、復帰関係機関の調整所設置などを実施します。
- (エ) 被災者の救援

復帰支援センターは、復帰住民の状況を確認し、県の救援を補助、法定受託するとともに、必要に応じて県に対し復帰住民の救援の要請を行います。

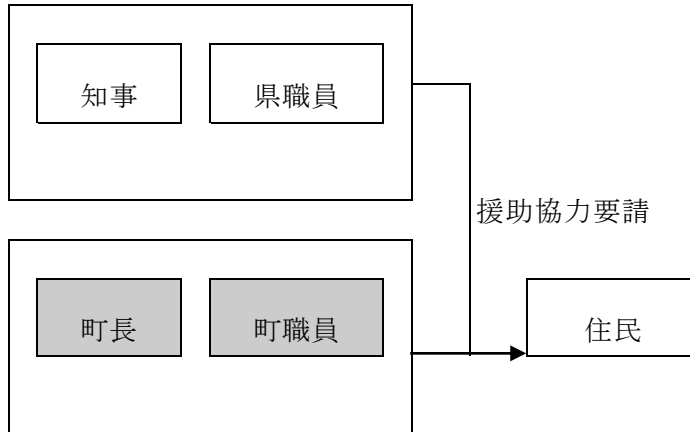
※ ただし、救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

エ 武力攻撃災害への対処

- (ア) 応急復旧
 - a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧

町（農林建設課）は、上下水道について可能な限り速やかに応急復旧、供用するとともに、住民の復帰に必要な運送路及び復帰住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請、連絡調整を実施します。

- b 公共施設等の応急復旧
 - 町立学校など教育施設については、可能な限り速やかに応急復旧、供用します。また、役場などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。
- (イ) 復帰住民の生活の安定
 - a 復帰住民の生活確保
 - b 義援金、救援物資等の配分
- (ウ) 埋葬、火葬の早急な実施
- (エ) 廃棄物の早急な回収、処分
- (オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力



3 町の役割

担当課	内 容
共通	1 その他町長の命ずる事項
総務課	1 復帰に関する総括 2 町対策本部の廃止 3 避難住民の復帰に関する要領作成 4 復帰に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡調整 5 警報解除の伝達 6 防災行政無線の復旧、確保 7 被災情報の収集、提供 8 特殊標章等の回収 9 職員の服務、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関すること 11 町有財産等の管理、運用、補修等 12 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 13 情報の記録・収集、広報に関すること 14 住民の復帰誘導 15 自治会等の連絡調整・支援 16 町役場仮庁舎、現地対策本部の廃止等
町民福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の復帰 2 避難先の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設、運営 3 戸籍等の保護 4 復帰住民に対する医療の提供 5 感染症の予防、対策等 6 町内診療所等の医療に係る連絡調整 7 ボランディアの支援・調整 8 人権の擁護に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 9 外国人の復帰、情報提供 10 安否情報の収集・提供等 11 わかさこども園児の復帰等 12 赤十字標章等の回収 13 義援金、救援物資の収配準備等 14 復帰住民への生活関連物資の確保、給付 15 復帰住民への健康維持、保健衛生 16 入浴施設、トイレ等の確保、提供 17 食品衛生、食中毒防止等 18 火葬、埋葬の準備 19 廃棄物、し尿処理の準備 20 他に属さない生活支援及び保護に関すること
ふるさと創生課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営に関すること
農林建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰経路の状況確認、確保 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与準備 3 ライフライン（電気、電話、ガス）の確保に関する連絡調整等 4 町内の状況把握、復旧の準備 5 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処 6 用地の確保、土地の使用・提供等 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等 8 土木資機材等の手配準備 9 建築の制限、緩和等の準備 10 被災者住宅の再建支援準備 11 町営住宅の調査、応急復旧等 12 復帰住民への飲料水の供給 13 上下水道の被害調査、応急復旧及び水質検査 14 農林業の復旧・復興支援準備
にぎわい創出課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の復旧・復興支援 2 外国人の復帰支援
税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 町税・諸収入の減免、徴収猶予等
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 町議会に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の復旧等 2 避難所の確保、開設、運営への協力準備 3 文教施設等の状況把握、提供 4 文化財の保護 5 学用品等の供与

別紙第8

生活再建段階の計画

要旨	武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。 復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、県や関係機関、団体と連携して、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。
----	---

関連する計画

若桜町	復旧、復興計画
-----	---------

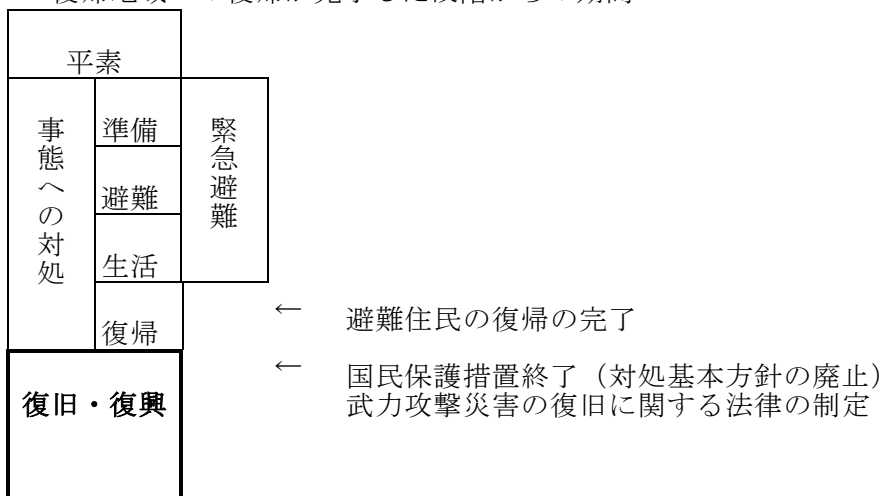
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



(2) 情報計画

別紙第1 「情報計画」参照

2 構想

(1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の2段階に区分します。

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

町は、避難先地域からの復帰後は、県や関係機関・団体と連携して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、復帰住民の支援及びライフラインの復旧を重視します。

イ 実施概要

復旧については、当時の状況によるところが大きいいため、以下のとおり大綱を計画します。復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基つき的確かつ迅速に対応します。

項 目		基 本 的 考 え 方
復帰住民の生活支援	生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、町税等の徴収猶予及び減免等の措置を実施します。
	住民相談窓口の設置	<p>復帰住民、特に武力攻撃災害等による被災住民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱えて、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めていることから、住民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を一カ所で受け付け、必要な情報を一元的に提供できる、相談窓口を開設します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図ります。 2 的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を図ります。 3 相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備します。
	義援金、救援物資の受付・配分	<p>義援金、救援物資を確実に、迅速に被災者に配分します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般から拠出された義援金 2 一般から拠出された救援物資で町に寄託されたもの及び県又は日赤県支部から送付された救援物資
	住宅の復旧	県（生活環境部）、関係機関・団体と連携し、資機材、用地の確保、応急仮設住宅の建設、り災証明の発行その他の支援施策を実施します。
ライフライン等	ライフライン、公共施設の復旧は、各実施責任者において実施することとされています。 町は、上下水道、役場等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携して、町内のライフライン、公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努めます。 <ol style="list-style-type: none"> 1 交通基盤の復旧：道路、鉄道など 2 ライフラインの復旧：上下水道、電気、水道、電話など 	

の復旧		<p>3 公共施設の復旧：役場など</p> <p>4 その他の復旧：公共土木施設、社会福祉施設、町営住宅など</p>
	教育施設の復旧	<p>町立学校など教育施設が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努めます。</p> <p>教育委員会は、復旧段階において、県（教育委員会）と連携し、以下のとおり必要な業務を実施します。</p> <p>1 学校運営の応急措置（応急教育その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施します。</p> <p>2 児童生徒の学用品などの被災状況を調査し、必要な対応を実施します。</p> <p>3 児童生徒に関するカウンセラーの配置等、必要な対応を実施します。</p>
	農林水産業の復旧等	<p>県（農林水産部）、農林水産業団体等と連携して、農林水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等を調達・あつせんする等、農林漁業者が速やかに生産活動へ移行できるようにします。</p> <p>また、農作物、家畜などの防疫に注意し、生産と衛生を確保します。</p>
その他の業務	廃棄物処理	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。</p> <p>町（町民福祉課）は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、同基準に基づき迅速に処理します。</p>
	損害補償	<p>所要の損害等を補償するとともに、不服申立て、争訟等処理します。</p>
	特殊標章等の回収	<p>1 特殊標章等の回収 国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章等を回収します。</p> <p>2 赤十字標章等の回収 使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、必要に応じて県（福祉保健部）へ返却します。</p>

(3) 復興段階

復興については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

町は、県と密接に連携し、町の復旧、復興計画を定めて、町内の生活復興、町土復興を推進します。また、町内の保健福祉、地域医療の速やかな復興に努めます。

ア 活動方針

項目	活動方針
生活復興	<p>1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。</p>

	<p>このため、各学校等を優先して復興するとともに、必要に応じ授業料の減免等を実施します。</p> <p>2 産業復興 事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保します。 このため、関係機関・団体と連携し、生産の基盤となる事業の再開、創業及び雇用の確保を実施します。</p>
町土復興	<p>1 宿内の復興 被災後の宿内の復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な宿内の復興を図ります。 このため、被災状況の把握、宿内の復興基本方針の策定、宿内の復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。</p> <p>2 中山間地復興 被災後の中山間地復興における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な中山間地復興を図ります。 このため、被災状況の把握、中山間地復興基本方針の策定、中山間地復興基本計画の策定、復興対象地区区分等を行います。</p>

イ 実施概要

業務	大綱
宿内の復興	町は、宿内の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、必要に応じ宿内の施設、用地などを提供します。
中山間地域等の復興	町は、町内の中山間地域の状況を把握し、県と連携して復興に努めます。
商工業の復興	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施 町（にぎわい創出課）は、県、商工団体と協力し、国、県、政府系金融機関及び商工団体等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。</p> <p>2 被災者の就職支援 町（にぎわい創出課）は、鳥取労働局、郡家公共職業安定所、県（商工労働部）などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った復帰住民に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、復帰住民の生活の安定を図ります。</p>
農林産業の復興	町（農林建設課）は、県、農林業団体等と協力し、国、県及び農林業団体等が行う措置について農林事業者等に周知徹底を図ります。
教育の復興	町（教育委員会）は、県教育委員会と連携し、町立学校において必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。 また、奨学金、授業料減免制度の周知などにより児童生徒の就学を支援するとともに、必要に応じ児童生徒のPTSD対策などを実施します。
文化財の保護	文化財の保護に関し、必要な措置を行います。

(4) 復旧・復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、町長を本部長とする復旧・復興対策本部を設置します。

3 町の役割

担当課	内 容
共通	1 その他町長の命ずる事項
総務課	1 復旧・復興の総括 2 復旧・復興本部の設置・運営 3 復旧・復興の総合調整 4 復旧・復興に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡調整 5 6 防災行政無線の復旧、確保 7 復旧・復興情報の収集、提供 8 特殊標章等の回収 9 職員の服務、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関する事 11 町有財産等の管理、運用、補修等 12 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 13 情報の記録・収集、広報に関する事 14 相談窓口の設置 15 安否情報の収集・提供等 16 自治会等の連絡調整・支援 16 町役場の復旧・復興等
町民福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の生活再建 2 要避難地域の臨時収容施設の運営 3 戸籍等の保護、火葬等の許可 4 医療の提供、被害調査等 5 福祉施設の復旧支援 6 感染症の予防、対策等 7 町内診療所等の医療に係る連絡調整 8 ボランティアの支援・調整 9 人権の擁護・救済 10 外国人の復旧・復興、情報提供 11 わかさこども園児の保育支援等 12 赤十字標章等の返納 13 義援金、救援物資の収配等 14 復帰住民への生活関連物資の確保、給付 15 復帰住民への健康維持、保健衛生 16 入浴施設、トイレ等の確保、提供 17 食品衛生、食中毒防止等 18 死体の処理、埋葬 19 廃棄物、し尿の処理 20 他に属さない生活支援及び保護に関する事

ふるさと創生課	1 公共運送機関の復旧支援
農林建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 町道の状況確認、復旧・復興 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与 3 ライフライン（電気、電話、ガス）の復旧に関する連絡調整等 4 町内の状況把握、復旧 5 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処 6 用地の確保、土地の使用・提供等 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等 8 土木資機材等の手配 9 建築の制限、緩和等 10 被災者住宅の再建支援 11 特殊車両の通行許可 12 町営住宅の提供、復旧等 13 復帰住民への応急給水 14 上下水道施設、整備の復旧 15 水質検査 16 農林業の復旧・復興支援 17 農林道の状況確認・復旧・復興
にぎわい創出課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業の復旧・復興支援 2 復帰住民の就職支援 3 観光業の復旧・復興支援
税務課	1 町税・諸収入の減免、徴収猶予等
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
議会事務局	1 町議会に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の就学・進学・就職支援・教育の復旧等 2 児童生徒のPTSDに関すること 3 避難所の確保、開設、運営への協力 3 文教施設等の状況把握、復旧 4 文化財の修復等

別紙第9

避難受入段階の計画

要旨	他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、県と連携して受入れ、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画

町	避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル
---	-------------------------------

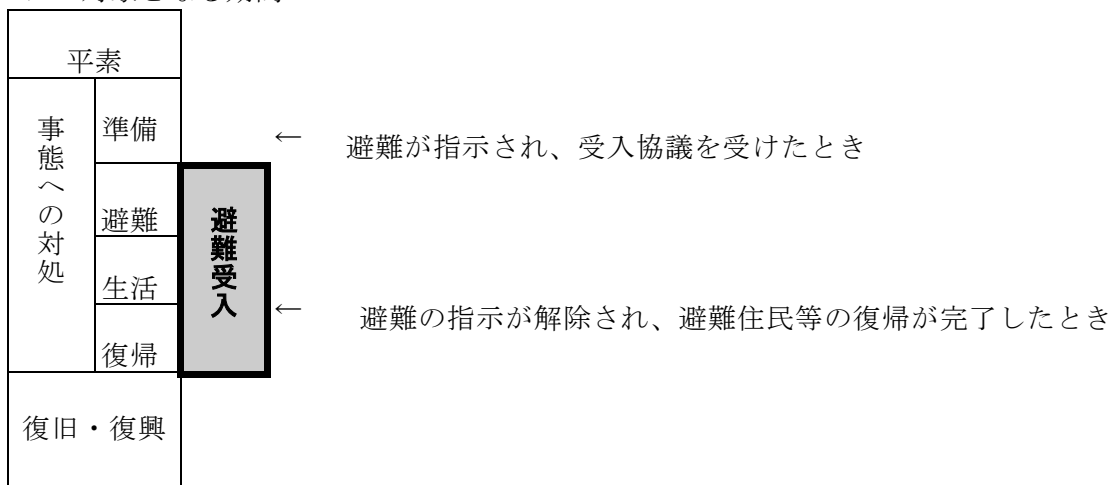
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難都道府県、受入市町村との協議、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象となる期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は受入地域で避難生活をおくり、町は県等と協力して避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。また、武力攻撃災害等対処の準備、受入れに伴う社会的混乱の防止等が必要です。

- (2) 情報計画
別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

町は、避難住民を受け入れ、県が行う救援を補助（法76②）するとともに、県からの法定受託により救援を行います（法76①）。

この際、適切かつ迅速な受入れ、救援の実施、県、関係機関・団体との連携及び受入地域住民への周知を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、分析及び提供

避難住民の受入れ、避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、県、要避難市町村、関係機関・団体と共有するとともに、住民へ周知します。

イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を避難住民の受入れ、避難住民等の救援の体制へ移行します。

また、国の指定（法25）を受けて対策本部を設置します。

ウ 受入れの決定、実施

町内の受入地区・施設等を決定し、県、要避難市町村等と連携して、避難住民等の円滑な受入れに努めます。

この際、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などの協力を得るとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の受入については、東部消防局と連携します。

また、避難住民の受入れに際しては必要に応じ、郡家警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力します。

エ 救援の実施

県、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

(ア) 県が実施する救援の補助

a 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、町はこれを補助することとされています。（法76②）

b このため、町は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行います。

(イ) 町による救援の実施

町は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使します。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

避難住民の受入れにより住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

3 町の役割

担当課	内 容
共通	1 その他町長の命ずる事項
総務課	1 町が実施する受入、救援の総括 2 町対策本部の設置 3 受入、救援に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡調整 4 防災行政無線の使用・維持 5 危険物質等の保安対策 6 被災情報の収集、提供 7 特殊標章等の交付、使用許可 10 職員の服務、派遣、受入等 11 職員の活動支援、安否等に関する事 12 情報の記録・収集、広報に関する事 13 避難住民の受入誘導 14 自治会等の連絡調整・支援 15 要避難市町村役場仮庁舎、現地対策本部の設置等
町民福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の受入、救援 2 避難所の開設、運営 3 火葬等の許可 4 避難住民等に対する医療の提供 5 感染症の予防、対策等 6 町内診療所等の医療に係る連絡調整 7 ボランティアの支援・調整 8 人権の擁護に関する事 9 外国人の受入、救援、情報提供 10 安否情報の収集・提供等 11 わかさこども園児の救援等 12 赤十字標章等の使用許可申請 13 義援金、救援物資の集配等 14 避難住民等への生活関連物資の確保、給付に関する事 15 避難住民等への健康維持、保健衛生に関する事 16 避難住民等用住宅の供与 17 入浴施設、トイレ等の確保、提供 18 食品衛生、食中毒防止等 19 遺体の処理、埋葬等 20 有害物質等の保安対策 21 生活関連物資の需給に関する事 22 他に属さない生活支援及び保護に関する事
ふるさと創生課	1 運送の手配、運営に関する事
農林建設課	1 道路（農林道を含む）の状況確認、確保 2 応急仮設住宅等の建設 3 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調整 4 ライフライン（電気、電話、ガス）の提供に関する連絡調整等 5 町内の状況把握、対策 6 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処 7 用地の確保、土地の使用・提供等

	8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 町営住宅の調査、応急復旧等 10 避難住民等への飲料水の供給 11 上下水道の維持、改良及び水質検査等に関すること
にぎわい創出課	1 避難住民等の就職支援 2 観光施設への避難住民等の受入
税務課	1 町税・諸収入の減免、徴収猶予等
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
議会事務局	1 町議会に関すること
教育委員会	1 児童生徒の救援等 2 避難所の確保、開設、運営への協力 3 文教施設等の状況把握、提供 4 文化財の受入、保管 5 学用品等の供与

4 活動要領

(1) 情報

ア 避難住民の受入に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民の人数、到着予定日時、避難経路、内訳（性別、年齢別、高齢者、障害者、乳幼児等の人数など）等、避難住民の円滑な受入に必要な情報を収集、分析し、町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難住民の受入に必要な情報について、住民へ提供します。

イ 避難住民等の救援に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、この際、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などの協力を得て、町内の避難所、避難住民等の状況を把握します。また、県（防災局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民等の的確かつ迅速な救援に必要な情報を収集、分析し、若桜町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難生活に必要な情報について、避難住民等へ提供します。

ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法 94、95、96）

町（町民福祉課）は、県（交流人口拡大本部）、要避難市町村、関係機関・団体等と協力して、別紙第1「情報計画」の「2 各課等の役割及び情報の要求・要請」の「(9) 安否情報」の定めるところにより安否情報を収集、整理し、県（交流人口拡大本部）へ報告するとともに、住民等からの安否情報の照会に対し、的確かつ迅速に回答します。

この際、個人情報の保護に配慮するとともに、安否情報を保有する関係機関と協力し、正確な情報管理に努めます。

(2) 実施体制

ア 町の受入れ、救援体制への移行

町は、避難先地域として指定されたときは、原則として通常業務を継続しつつ、以下のとおり受入れ、救援体制を整備します。

また、受入れの進捗状況に応じて、順次救援体制へ移行します。

項 目	内 容
町の体制	1 職員の参集を手配、状況を確認 2 必要に応じ避難住民の誘導、避難住民等の救援実施関連課の増員等 3 マニュアル、機器等を確認
町内の体制	消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などに第一報を連絡し、今後の連絡体制を確保。必要に応じ協力の要請、消防団の招集などを実施
関係機関との連携	1 県、日本赤十字社、関係機関・団体との連携を強化し、誘導、救援の実施体制を確保 2 県、関係機関・団体等への要請事項を見積もり、要請があり得る旨を事前に連絡 3 必要に応じ県、関係機関・団体等へ応援を要請。受援に係る連絡調整
備蓄物資、資機材等確認	町内の備蓄物資、資機材等について、直ちに活用できるよう準備
集合施設、避難所開設	町内の集合施設、避難所を開設
要避難市町村事務の受託	要避難市町村が被災によりその機能を有しない場合、事務を受託

イ 対策本部の設置

町（総務課）は、対策本部を設置すべき町としての指定を受けたときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「イ 対策本部の設置」に準じて対策本部を設置します。

(7) 計画・運用班

避難住民の受入れ、避難住民等の救援について計画調整します。

(1) 情報・広報班

避難住民の誘導及び避難住民等の救援に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民等の救援に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

ウ 関係機関の救援体制

町は、避難住民の受入れ、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県、関係機関・団体等との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、武力攻撃災害発生の際の被災住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(7) 要避難市町村の受援体制

町は、国民保護計画で定めるところにより、要避難市町村の受援体制を整備します。

(1) 警察の救援体制

警察は、避難先地域、避難所などの防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署に

における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により警察庁等と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保することとされています。

(ウ) 消防の救援体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めることとされています。

(エ) 公共的団体との連絡調整

町（総務課ほか各担当課）は、避難先地域としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、受入れ、救援に際して必要な協力とその準備を要請します。

(オ) その他関係機関との連絡調整

町は、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等に対しては、原則として県（危機管理局）を通じて連絡調整を行います。武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接 通報、協力要請を行います。

a 他市町村との連絡調整

町は、避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行うに当たり、①近隣の市町村、②要避難市町村の避難経路である市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

特に、県外からの避難住民の受入れに当たっては、県（防災局）を通じて、協議（法58①）、情報収集、連絡調整等を行うとともに、要避難市町村、避難経路となる市町村との緊密な情報交換、連携に努めます。

b 指定（地方）公共機関との連絡調整

町内で避難住民、緊急物資の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 指定（地方）行政機関との連絡調整

町内で緊急物資の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

d 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

避難住民等の救援を円滑に実施するため必要があると認められる場合の自衛隊の国民保護等派遣については、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「ウ 町の国民保護体制」の「(キ) 自衛隊の国民保護等派遣」に準じます。

この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県内の補給については、県対策本部（補給支援センター）が一元的に調整することとされています。

町は、町内の状況を集約し、県対策本部に対し必要な要請を行うとともに、町内における緊急物資などの取得、配分について連絡調整を行います。

この際、避難住民等のニーズに応じた円滑な補給及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する適切な補給に注意します。

イ 補給支援施設

(ア) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、状況に応じて緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給支援の管理運営を行うこととされています。

町（町民福祉課）は、町が所管する緊急物資集積所及び補給幹線についての確かつ迅速に開設、運営、維持するとともに、その他町内の補給支援施設について状況確認、支援などを行います。

(イ) その他の施設

町（町民福祉課）は、避難住民の受入れの際、急を要する緊急物資について支給できるよう集合施設を整備するとともに、避難住民等の救援の際速やかに補給支援が実施できるよう、あらかじめ避難所を準備します。併せて、緊急物資集積所と集合施設、避難所の間を結ぶ町内の配分体制を整備します。

ウ 補給必要量

(ア) 受入れ及び救援初動段階

町（町民福祉課）は、避難住民等数から生活必需品の補給必要量を見積もり、県対策本部へ請求します。

(イ) 救援段階

町（町民福祉課ほか各課）は、町内の避難住民等の状況を把握し、日用品、嗜好品なども含む補給必要量を集計して県対策本部へ請求します。

この際、画一的な補給に陥ることなく、避難住民のニーズに応じたきめ細かい補給が確保されるよう配慮します。

エ 取得

町（町民福祉課）は、原則として県から補給品を取得し、受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入場所への職員の派遣など町内の受入体制を整備します。また、緊急を要する補給品については、直接購入等により取得します。

オ 配分

町（町民福祉課）は、緊急物資集積所等に配分された補給品について、町内の各避難所等に配分します。この際、県（商工労働部）、町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請するとともに、必要に応じて消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織、ボランティア等に対し、自主的な協力を要請します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町は、的確かつ迅速に避難住民等の救援が実施できるよう、緊急物資の円滑な運送を支援します。

この際、県（商工労働部）、運送事業者である指定（地方）公共機関、道路管理者その他関係機関・団体との密接な連携に留意します。

イ 運送支援施設

町（農林建設課）は、他の道路管理者と連携して、町内の運送網の情報を把握し、県（県土整備部）に対し提供するとともに、町が所管する運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）し、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

また、避難所、緊急物資集積所周辺の道路、運送経路へのアクセス道路等についても確保に努めます。

この際、冬季における除雪に特に留意し、運送経路である町道については速やかに除雪を行うとともに、町道以外の運送経路については、各道路管理者に対し、除雪を依頼します。

ウ 運送業務

(ア) 配分計画の決定

町（総務課、ふるさと創生課、農林建設課）は、県運送計画を受けて、町内の各避難所等に対する配分計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町（ふるさと創生課）は、原則として県（商工労働部）から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、配分体制を整備します。

また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者等に対し、運送を要請しま

す。

(ウ) 運送の実施

町（ふるさと創生課）は、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「ウ 運送業務」の「(ウ) 運送の実施」に準じて運送を実施します。

エ 交通規制

町（総務課）は、若桜町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、緊急物資の運送等のため必要がある場合は、町内における交通規制の実施について郡家警察署長に対し連絡調整、要請を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課）は、町内の医療等の提供状況、避難所等の衛生状況を把握し、県（福祉保健部、生活環境部）、要避難市町村、関係機関・団体等と緊密に連携して、町内の避難住民等に対する医療等の提供、衛生の確保、感染症の予防などに努めます。

イ 衛生支援組織

(ア) 町内の衛生支援組織の活動

町（町民福祉課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の開設、救護班の派遣などを要請するとともに、町内の臨時医療施設、救護班の活動について、連絡調整、支援を支援します。

(イ) その他の施設等の活動

町（町民福祉課）は、避難所の管理者等と連携して、避難住民の衛生管理、健康維持を行うとともに、必要に応じ応急手当を実施します。

ウ 治療業務

(ア) 医療等の提供

町（町民福祉課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し、医療等の提供に係る要請、連絡調整及び補助を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害等が発生したときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(5) 衛生」の「ウ 治療業務」の「(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処」に準じて対処します。

エ 搬送業務

町（町民福祉課）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県に対し、①町内の集合施設、避難所等から臨時医療施設等への搬送、②町外への搬送、を要請するとともに、搬送車両の受入れ等について連絡調整を行います。

報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

町（町民福祉課）は、県、要避難市町村、関係機関・団体と連絡調整し、的確かつ迅速に避難住民等に対する予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施・補助するとともに、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に周知します。

また、避難所の衛生維持に努めます。

なお、感染症等が発生した場合には、遅滞なく発生情報を収集し、県、消防局、関係機関・団体と連携し、直ちに病原体検索、消毒、隔離及び診療等を実施・補助し、拡大の防止に努めるとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

町（農林建設課）は、町内の飲料水の供給状況を把握し、避難住民等に対する飲料水供給のため、上下水道を確保、改良するとともに、適時適切に水質検査を行い、飲料水の安全を確保します。

(イ) 食品の安全確保

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等

と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

(ウ) 避難所の食品衛生指導

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 避難所における食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

(エ) 避難所の防疫措置

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（避難所開設後速やかに及び適宜実施）
- 2 健康調査及び健康相談（避難所開設後速やかに）
- 3 給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導

(オ) 消毒とその確認

町（町民福祉課）は、町内の要消毒場所、消毒状況等を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒又は消毒薬の配布・指導
- 2 被災地の汚染された井戸の消毒（汚染された場合直ちに実施し、以後、消毒薬を住民に配布し、住民の自主的な消毒の実施後、消毒を確認）

カ 健康管理業務

町（町民福祉課）は、町内の避難住民等の健康状況を把握するとともに、県、関係機関・団体と連絡調整を行い、業務を実施、補助します。この際、冬季の防寒対策などに特に留意します。

- 1 健康相談・指導の実施、健康相談等窓口の設置
避難地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等
- 2 患者の早期発見、被災地の感染症発生状況の把握、必要に応じて応急治療等
- 3 感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離、患家・避難所の消毒の実施及び指導
- 4 栄養管理、栄養相談及び指導を実施
- ※ 高齢者、障害者、乳幼児等の心身双方の健康状態に特に配慮

キ 廃棄物・し尿処理

町（町民福祉課）は、避難住民数、処理施設の状況などに基づいて廃棄物・し尿処理計画を策定し、廃棄物・し尿を処理します。

また、避難住民等、避難所の管理者などに対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法の設定、

仮設トイレ等の使用上の注意等を、周知します。

(7) 廃棄物処理とその特例

a 町(町民福祉課)は、避難住民等の数から廃棄物の量を見積もり、処理場、処理用の車両、人員等を確保します。

この際、必要に応じ東部広域行政管理組合、県(生活環境部)、近隣市町村、関係機関・団体等に応援を求めます。

また、要避難市町村、避難所の施設管理者と連携して、避難住民等に対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法等について、周知します。

b 町(町民福祉課)は、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(イ) し尿処理

a し尿処理の基本的考え方は以下のとおりです。

<p>1 水を確保することによって、下水道機能を確保します。</p> <p>2 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設(処理場の他に、幹線管きよを使用します。)への投入により処理します。</p>

b し尿処理方法は、以下のとおりです。

避難所	<p>避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。</p> <p>それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を設置します。</p> <p>また、くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用について、避難住民等へ周知します。</p>
地域	<p>ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。</p> <p>また、家庭、事業所に対し、水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。</p> <p>便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも使用し地域の衛生環境を確保します。</p>

c 仮設トイレ等のし尿処理については、以下のとおりです。

仮設トイレの設置等	<p>1 設置体制等の設定 仮設トイレ等については、まず、県との連携備蓄により対処し、不足した場合は原則として県が調達し、町へ配分することとされています。</p> <p>2 高齢者・障害者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に対する配慮を考慮します。</p> <p>3 設置場所等 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。</p>
し尿処理計画	<p>1 収集体制の整備 仮設トイレ等の設置状況に基づき、収集体制(人員、車両、施設など)を整備します。</p>

	<p>2 応援体制の整備 収集体制に不足が生じた場合は、県、近隣市町村、関係機関・団体等に対し、搬入する処理場の確保など、必要な応援を要請確保します。</p> <p>3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集の上、下水処理場に搬入して、し尿を処理します。</p>
--	--

ク その他

(7) 避難所の衛生管理

町は、町内の避難所の衛生状況を把握するとともに、県が作成した「避難所等の衛生管理マニュアル」に基づき、避難所の保健衛生対策を実施、補助します。

	<p>1 避難所の衛生管理指導に関する活動方針 町（町民福祉課）は、町内の避難所の情報を把握し、必要に応じ県と連絡調整を行うとともに避難住民等の再配分及び衛生管理を実施、補助します。</p> <p>2 避難所の衛生管理指導に関する業務 町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握し、管理者と連携して、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持するために、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項等を周知します。</p>
--	---

(イ) 入浴

町（町民福祉課）は、町内の避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、仮設浴場、シャワー施設などの設置及び入浴用水の確保を要請します。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の入浴については、可能な限り高齢者施設、障害者施設、福祉避難所などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて施設、設備の設置、介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

あわせて、町内の公衆浴場の営業情報などを、県（生活環境部）、避難住民等へ提供します。

(ウ) 洗濯

町（町民福祉課）は、町内の避難所の設置状況、避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、洗濯場の設置（洗濯機の借上げ等）、洗濯用水の確保等について協力を求めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の衣類の洗濯については、可能な限り高齢者施設などへの受入により対応するものとし、必要に応じて介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課、農林建設課）は、町内の各施設及び用地の状況を把握し、県等と密接に連絡調整の上、施設の提供、維持を実施、補助します。

また、要避難町役場の仮庁舎などを設置・維持するとともに、被災した要避難市町村有施設について代替施設の確保等、必要な対応を実施します。

イ 必要量

(7) 避難所、臨時医療施設

町（町民福祉課）は、避難住民等の数、町内の避難住民等及び施設の状況に応じ、建設・整備を必要とする避難所、臨時医療施設等の必要量を見積もります。

(イ) 公共施設

町（総務課）は、状況に応じ、要避難市町村と協議し、要避難市町村役場の仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎、仮設校舎などが設置できるよう、必要回線数などの

見積もり、候補施設の確認、連絡調整等を行い、可能な限り迅速に業務を開始できるよう準備するとともに、状況に応じ適切な維持及び所要の充実に協力します。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難所

① 避難所の開設

町（町民福祉課、教育委員会）、県（危機管理局、福祉保健部ほか各部局）などは、協力して以下のとおり避難住民等へ避難所を提供することとされています。

機関名	内 容
避難所管理者	1 避難所管理者は、その管理する避難所を開設します。 2 避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、町（町民福祉課）、県（福祉保健部）及び郡家警察署、東部消防局等関係機関に連絡します。 3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の町（町民福祉課）、県（福祉保健部）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4 野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、町（町民福祉課）、県（福祉保健部）に調達を依頼します。 5 野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
避難先市町村(町民福祉課、教育委員会)	1 町民福祉課 ① 町内の避難所の開設状況を把握し、野外受入施設の設置に必要な資材等の調達について県（福祉保健部）に依頼します。 ② 必要に応じ、教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。 2 教育委員会 町民福祉課から避難所開設の応援要請を受けた場合は、県（教育委員会）と連絡をとり、開設に協力します。

この際、避難住民等の受入状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

② 避難所の運営

町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、県（福祉保健部）が事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき適切に避難所を運営します。
避難先市町村(町民福祉課、教育委員会)	1 町民福祉課 ① 避難住民の受入れに当たっては、可能な限り自治会単位に避難住民の集団を編成し、この際、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などと連携して班を編成の上、受け入れるよう努めます。 ② 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。 2 教育委員会 町立学校は、県立学校に準じて協力・援助を行います。

b 応急仮設住宅等

町（町民福祉課、農林建設課）は、町内の建設用地やライフラインの状況把握、県、

関係機関・団体との密接に連絡調整等を行い、応急仮設住宅の整備を実施、補助します。
この際、不足する資材などについては、県（農林水産部）等へ応援を要請します。

c 町営住宅等

町（農林建設課）は、避難先地域に指定されたときは、町営住宅の新規入居の停止、空き状況等の確認等を行い、必要に応じて避難住民等に提供します。

d 施設等の運営

(i) 公共施設

町（農林建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎などの提供・設営について連絡調整を行い、施設の提供、必要な改修、回線敷設などを実施します。

この際、必要に応じ、県（県土整備部）に対し、①職員派遣等の人的支援、②物資、資機材供給等の物的支援、③技術上の助言などの支援を要請します。

エ 不動産の計画

(ア) 避難所など

町（農林建設課ほか各課）は、以下のとおり町内の応急仮設住宅等の建設用地を確保、提供します。

この際、建設用地の必要量の適切な見積り、県、関係機関・団体との密接な連絡調整に注意するとともに、必要に応じ県等に応援（土地等の使用手続（法 82～84）を含む。）を要請します。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 町内の建設候補地の状況確認 |
| 2 | 建設用地の事前確保、使用許可 |
| 3 | 町所管用地等の転用 |
| 4 | 建設用地における応急仮設住宅及びこれに伴うライフライン等の建設準備 |
| 5 | 賃貸借等の契約 |

(i) 公共施設

町（農林建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎などの候補施設のうち用地等の確保が必要なものについて、候補となる施設の管理者、用地所有者などに連絡し、賃貸借等の契約を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

通常の業務を継続しつつ救援を実施、補助するため、必要に応じて人員の増員、配置変更、組織の改編等を行います。

この際、職員の安全確保に配慮するとともに、不足する人員等については、速やかに県等に対し派遣要請等を実施します。

イ 被災者の捜索、救出

別紙第5「避難段階の計画」に準じて被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 埋葬、火葬

町（町民福祉課）は、迅速な死亡届の受理及び火葬（埋葬）許可書の交付に努めるとともに、県に対して町内の埋葬場に係る情報提供や連絡調整などを行います。

(i) 遺体の取扱い

町（町民福祉課）は、消防団による遺体の捜索、遺体の一時保管所の確保、開設、運営への協力などを行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難受入段階においては、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階で突発的に武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難受入段階においては、武力攻撃（予測）事態の認定等により住民の不安感、緊張感が高まることや一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、町（町民福祉課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 住民生活の安定に関する措置等の概要」により、町内の生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、県（生活環境部）等に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

a 町（農林建設課）は、町が管理する上下水道について施設や設備の警戒、水質検査情報収集を強化し、確実に供給を確保するとともに、避難住民等の受入れに伴い必要に応じて施設の改良等を実施します。

b 町（農林建設課）は、電気、電気通信などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

ウ 防犯等

町（総務課）は、避難所等における窃盗事案等の発生、救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、郡家警察署等と連携し、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒の強化を行います。

エ 住民への周知

町（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難所周辺住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

オ その他

(7) 雇用の確保

町（にぎわい創出課）は、町内の避難住民等の状況を把握し、雇用確保措置に係る県との連絡調整、要請等を行うとともに、避難住民等に対して情報を提供します。

(4) 生活再建資金の融資等

町（総務課）は、避難住民等に対し、生活再建資金の融資等に関する情報を提供します。

(10) 広報、広聴活動

町（総務課）は、①避難住民等 ②避難所周辺住民 ③その他の住民に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなど支援を行います。

ア 広報の強化

(7) 避難住民等に対する広報

若桜町（総務課）は、避難住民等の安全と避難生活の便宜を図り、混乱を防ぐため、県対策本部（広報センター）、要避難市町村等と協力し、以下のとおり避難住民等に対する広報を実施します。

区分	内 容
広 報 項 目	1 武力攻撃（予測）事態の概要 (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、町などの対応状況、今後の救援 (3) 被災情報、安否情報など 2 避難所における注意事項 (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報（武力攻撃災害の兆候等）について、町に

	<p>連絡するよう求め</p> <p>3 避難所での生活等に関する注意事項、生活関連情報等</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 交通の規制</p> <p>(2) 犯罪の予防</p> <p>(3) 児童生徒の登下校に対する安全確保</p> <p>(4) 交通機関の運行状況の把握</p> <p>(5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策等</p>
	<p>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</p> <p>(1) 緊急通報の内容</p> <p>(2) 退避の指示の内容</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼びかけ</p>
広報手段	<p>避難所に対する巡回活動、広報資料の作成・配布・掲示、避難所管理者・避難所自治会からの連絡、IP電話、インターネット等</p>
注意事項	<p>1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。</p> <p>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。</p> <p>3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県（企画部）、町及び要避難市町村において、随時必要な対応及び避難住民等への広報、通報を行うものとします。</p>

(イ) 避難所周辺住民その他の住民に対する広報

町（総務課）は、町広報を通じ、避難所周辺住民その他の住民に対し、武力攻撃（予測）事態等、避難受入などの情報を提供し、協力を要請します。

(ウ) 関係機関への要請

町（総務課）は、広く避難住民等、住民に対する広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	<p>県広報と併せた広報及び広報への協力要請</p> <p>1 県広報による住民への広報</p> <p>2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請</p>	<p>1 武力攻撃（予測）事態等の現状及び予測</p> <p>2 避難受入等の状況</p> <p>3 避難住民等の生活関連情報、注意事項など</p>
要避難市町村	<p>避難住民等に対する広報</p>	
公共的団体等	<p>構成員等に対する広報</p>	
公共交通機関	<p>車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報</p>	
集客・観光施設	<p>場内放送等による来客に対する広報</p>	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な避難住民等に対して、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(10)広報、広聴活動」の「ア 広報の強化」の「(ウ) 障害者、外国人等への広報」に準じて広報を実施します。

イ 報道機関への情報提供

町（総務課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町（総務課）は、町役場、避難所などに相談窓口を設置するとともに、相談窓口に情報を集約し、安否情報、生活関連情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じて県、要避難市町村、関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

5 その他

(1) 応急教育

町（教育委員会）は、避難受入状況に応じ、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）等と協力して避難児童生徒に対する応急教育（就学、進学、就職支援など）を実施します。

ア 実施すべき業務

(ア) 教育委員会

a 町内の状況確認と受入等の決定

町内の各教育施設の状況及び避難児童生徒の数等に基づき児童生徒の受入等を決定し、各校長へ避難児童生徒の受入れ及び応急教育の開始を指示します。

b 施設等の確保

県（教育委員会）などと連携して、避難児童生徒の受入れ及び応急教育に必要な人員、資機材、学用品、施設等を確保、手配します。

特に、若桜学園が避難所等に使用された場合は、他施設、仮校舎等、速やかに応急教育施設を確保します。

c 県（教育委員会）等との連絡調整

応急教育開始後速やかに、若桜学園の次の事項について取りまとめ、県（教育委員会）と連絡調整を行います。

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 学校運営の応急措置状況 |
| 2 | 避難児童生徒の被災状況 |
| 3 | 避難児童生徒の教科用図書・学用品等の必要状況 |
| 4 | カウンセラー配置の必要性 など |

d 避難受入段階の応急教育

避難受入段階において、県（教育委員会）等と連絡調整を行い、次の業務を実施します。

- | | |
|---|---|
| 1 | 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援に関すること |
| 2 | 教科用図書、学用品等の給与 |
| 3 | 若桜学園の学校運営の応急措置 |
| 4 | 児童生徒及び教職員の受入れ |
| 5 | 授業料の減免・徴収猶予、奨学金の貸与、避難・被災等による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助及びその周知 |

(イ) 校長・園長

校長・園長は、各学校・園における児童生徒の受入、応急教育の体制を整備し、応急教育を実施します。

a 児童生徒の受入体制の整備

学校・園に受け入れる避難児童生徒、教員等を確認し、臨時の学級編制、担任等を定めます。

また、町（教育委員会）、県（教育委員会）と連携し、避難児童生徒へ教科用図書、学用品等を給付します。

b 児童生徒の状況確認、連絡調整

避難児童生徒の避難・被災状況を調査し、町（教育委員会）と連絡調整を行います。

c 児童生徒の安全確保など

児童生徒の登下校等の際の安全確保に注意するとともに、健康・安全教育を実施します。

d 児童生徒及び保護者などへの情報提供

応急教育の概要、注意事項などについて児童生徒、保護者その他住民などへ情報を提供します。

e 教育環境の改善

避難受入状況の推移を把握し、町（教育委員会）と連絡調整の上、教育環境を改善し、可能な限り早期に平常授業に戻すよう努めます。

イ 学用品の調達及び給与計画

町（教育委員会）は、町立若桜学園の児童生徒の被災状況、教科用図書、学用品等の必要状況に応じて、県（教育委員会）と連絡調整を図り、教科用図書（教材を含む）、学用品の給与等を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により教科用図書、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある若桜学園の児童生徒。

(イ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ウ) 給与の方法

教科用図書、学用品は原則として知事が一括購入し、児童生徒に対する配分は町長が実施します。

なお、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた町長が、学校長、教育委員会及び県（教育委員会）の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(エ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階において武力攻撃災害等が発生した場合は、別紙第5「避難段階の計画」の「5 その他」の「(1) 応急教育」の「イ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1) 応急教育」に準じて、わかさこども園の応急保育を実施します。

(3) 文化財の保護

教育委員会は、町内に搬入された文化財等について、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）などと協力して適切に保管、管理します。

(4) ボランティアの協力

ア 一般ボランティア

町（町民福祉課）は、町社協、県、県社協、日本赤十字社県支部などと連絡調整の上、町へ申し込 みのあったボランティアについて、受付、活動支援などを行うこととされています。

なお、避難住民等の生活支援等を行う一般ボランティアについては、県（福祉保健部）、

県社協などが全県単位での受付け、整理を行います。

町・町社協	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内の状況把握、連絡調整 町内のボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による活動状況、町内の避難所、高齢者、障がい者、乳幼児等施設等におけるボランティアニーズ等の情報を把握し、県（福祉保健部）などに対しボランティアの派遣を要請します。 2 受付、避難所等での活動要請及び活動支援 町へ申し込みのあったボランティアの受付けを行い、又は登録済みのボランティアに対し、支援が必要な避難所、必要な支援内容等を決定し、活動を要請します。 活動中は地理情報、安全情報などの提供、連絡調整等によりその円滑な活動を支援します。 また、町内の自警団、女性消防隊等の自主防災組織などと連携、協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。 3 派遣要請等 町内のボランティアが不足する場合は、近隣の市町村、市町村社協や県（福祉保健部）、県社協に派遣を要請します。
-------	--

イ 専門ボランティア

町は、県と町内における派遣、活動などに係る連絡調整を行います。

(ア) 医療救護関係ボランティア

町	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供、派遣要請 町（町民福祉課）は、鳥取保健所、要避難市町村等と連携し、町内の避難所、臨時医療施設等の状況把握を行い、県（福祉保健部）などに対し、不足する医師の人数等の必要な情報の報告、医療救護関係ボランティアの派遣要請等を行います。 2 受入れ、連絡調整 また、医療救護関係ボランティアの受入れについて県などと連絡調整を行うとともに、町内の情報提供等によりボランティアの活動を支援します。
---	--

(イ) 教育ボランティア

教育委員会は、町内における応急教育の状況及び実施の段階に応じ、県（教育委員会）に対し、必要となるボランティア要員の派遣要請について連絡調整を行います。

ウ ボランティアの安全確保

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。町（町民福祉課）は、あらかじめ活動地域の安全を確認するとともに、活動中のボランティアへの情報提供などにより、その安全確保に努めます。